平成 22 年度

消防用人員搬送車仕様書

（水難救助資機材搬送対応）

横須賀市消防局

第1　総則

この仕様書は、横須賀市（以下「本市」という。）が購入し、南消防署西分署に配置する消防用人員搬送車（以下「本車両」という。）について必要な事項を定める。不明な点は本市へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。契約後に生じた疑義は、本市の解釈に従うものとする。

第2　規格

本車両は、本仕様書に定めるところによるほか、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準及びその他関係法令の規格に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。

第3　仕様打合せ

受注者は、開札後１週間以内に契約を完了し、契約締結後1ヶ月以内に仕様内容等について本市と打合せを行い、打合せ終了後1週間以内にその打合せ内容の確認書及び製作工程表を提出すること。

第4　提出書類

1　受注者は、上記確認書の提出後2ヶ月以内に次に掲げる承認図書を2部作成し、本市へ提出し承認を受けること。

（1）製作工程表
（2）承認図
（3）特殊装備部分の電気配線図
（4）消費電力一覧表
（5）その他本市が必要と認めたもの

2　受注者は、納車時に次に掲げる完成図書を作成し、本市へ提出すること。

（1）製本（2部）
ア　本車両仕様書
イ　完成図
ウ　外観4面カラー写真
エ　改造概要等説明書
オ　車検証の写し
カ　リサイクル券の写し
キ　車庫証明の写し
ク　自動車損害賠償責任保険証明証の写し
ケ　防錆処理を行った事を証明できる書面
コ　その他本市が指示するもの。
（2）本車両取扱説明書（2部）
（3）電子媒体（一つの電子媒体に記録し、1部提出）
ア　本車両仕様書
イ　完成図
ウ　外観4面カラー写真
エ　改造概要等説明書

オ　車検証の写し
カ リサイクル券の写し
キ　車庫証明の写し
ク 自動車損害賠償責任保険証明証の写し
ケ　防錆処理を行った事を証明できる書面
コ その他本市が指示するもの。

第5　検査、受領及び保証等

1　検査申請

検査の申請は、検査日の2週間前までに検査日及び検査場所を明記した書面で本市に申請すること。

2　中間検査

中間検査は、ぎ装途中に実施するものとし、検査時期については別途指示する。

3　納入検査

納入検査は、本市検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

4　受領

納入検査の実施後、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。

5　保証

設計、製作、材質、塗装等の不良により起因する不都合の発生については、受注者において無償により是正修復すること。

6　技術指導

納入者は本市が別に指示するとおり、本車両及びぎ装装備品等の取扱いについて技術指導を行うこと。

第6　納入

1　納入場所

横須賀市消防局　久里浜整備工場

2　納入期限

平成23年3月25日

第7　登録手続き等

車両の新規登録及び廃車登録に関する一切の経費については受注者が負担する。ただし本車両にかかる自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法にかかわる経費は本市が負担する。

第8　廃棄・解体処分

受注者は下記のとおり、無償にて廃車車両及び別表 1～3 に記載する車両取付け品等と同等のものを廃棄・解体処分すること。

ただし、本市の理由により解体処分が必要ないと判断した場合にはこの限りではない。

1　廃棄・解体処分方法

（1）車両関係

ア　緊急自動車として再利用、再登録できない状態にすること。

イ　全ての赤色警光灯類（サイレンアンプも含む）を取り外し、再利用ができない状態にすること。

ウ　記入文字の全てを完全に消すこと（色付スプレー等で塗装処理は不可）。

エ　その他本市が指示する必要事項。

オ　上記アからエの作業実施後の4面カラー写真及び国土交通省が発行する解体が行われたことの証明書を提出すること。

（2）装備品関係

ア　転売及び再利用ができないよう、適正に処分すること。

イ　その他本市が指示する必要事項。

2　廃棄車両（385 号）

廃棄車両の概要は下記のとおりとし、車検証の写しが必要な場合は、下記担当者まで連絡すること。

（1）車体の形状　資材搬送車
（2）車　　名　いすゞ
（3）型　　式　KK-WKR69EAH
（4）初年度登録　平成 12 年8月
（5）車検有効期間　平成 24 年8月 27 日
（6）車両重量　2,050kg
（7）車両総重量　4,165kg
（8）定　　員　6人

第9　車　両

本市が購入する本車両の主要諸元は、次のとおりとする。

1　購入台数

1台

2　車両タイプ

バン型タイプ（ロング又は、スーパーロング・ハイルーフ）

4ドア、寒冷地仕様、普通自動車（AT車限定）免許で運転可能

3　エンジン

2000cc以上

4　駆動方式

二輪駆動オートマチック方式

5　仕様燃料

ガソリン（最新の排ガス規制に対応したもの）

6　定員

9名以上

7　本車両の装備品

別表1のとおり

8　本車両のぎ装及び取付け品、取付け装置

別表2のとおり

9　本車両の積載品・付属品

別表3のとおり

第 10　車体の構造

1　本車両は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

2　本車両は、堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、強度を損なうことなく軽量化を図るとともに使用取扱い上の安全性及び操作性、点検、修理等の維持管理を十分考慮したものとすること。

3　使用する材料は、全て新規製品、日本工業規格等に基づいて精選された耐久性に富むものを使用すること。

第 11　ぎ装等

1　車両関係

（1）車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。

（2）乗車人員の走行時における安全確保に必要なシートベルトを設けること。

2　ぎ装、取り付け品及び付属品（別表2）

（1）後退警報器を取付け、解除スイッチを運転席付近に設けること。

（2）ルームミラー型車載用後方確認装置を取り付けること。

（3）ルーフ前方中央部に散光式警光灯（ハイブリッド式・スピーカー内蔵式）を取り付けること。なお、スイッチは電子サイレンアンプに組み込むこと。

（4）車両後部両側面に赤色点滅灯（LED 式）を各1灯取り付けること。

（5）車両前後に赤色点滅灯（LED 式）を各2灯取り付けること。

（6）電子サイレンアンプ（警鐘の擬似音を発することができ、かつ拡声装置としても使用できるものであること。専用マイク付き。）を設置すること。

（7）運転席付近にフレキシブルマイクを取り付けること。（スイッチ付）

（8）車両前部に消防章を台座を用いて取付けること。

（9）2列目、3列目シート部の間隔は隊員が特殊装備品等を装着した状態でも十分な間隔を有すること。（約 350mm の間隔を有する事）従って標準車の 3/6/9 人乗りのシート配列車は不可とし、シート表皮は防水性を考慮し、標準シート生地の上にビニールレザー張りとすること。詳細は別途調整とする。

（10）荷物積載部分と乗員スペースの境目には、パーテーションパイプを取り付けること。

（11）荷室床部には耐水性（防水）に富む鋼材等を使用して特殊防水加工を施し、潜水後のウェットスーツ等を着用した隊員等を搬送する事を想定し、防錆等については特に配慮すること。又、室内壁周囲には立ち上がり（約 5 ㎝）を設け十分なシーリング加工を施し、側面及び後面の出入口扉部には床面より 1㎝ 程の立ち上がりを設けた上に、アルミ縞板等で上面にカバーを付けて、転倒防止措置を施すこととする。なおステップ部に雨水や、荷室床部の水分が溜まらない構造とし床面適所に水抜きドレン（4箇所程度）を備えること。詳細は別途調整とする。

（12）荷物積載部分床面の左右にエアラインレールを設け、搭載資機材を固定できるようにシングルスタッドフィッティングを 10 個搭載すること。なお、レールの配列については別途指示とする。

（13）荷物積載部分左右に各2箇所D環（可倒式）を取り付ける事。取付位置別途指示とする。

（14） 後面バックドアの天井付近にSUSパイプを用いてハンガーパイプを取り付けること。なお、ウェットスーツ等を掛ける為、耐荷重については配慮すること。

（15） 車内にて更衣を行うことを考慮し、側面・後面の窓には透過しにくい濃色のフィルムを張ること。
※純正プライバシーガラスは薄色の為、不可とする。

（16） 車体下回り・各扉部・ステップには、純正防錆加工とは別に防錆加工を行うこと。要施工証明書付とする。施工内容等は別途協議とする。

（17） 消火器を活動上、支障を来さない位置に取り付けること。取付位置等は別途協議とする。

3 電装関係

（1） バッテリー容量は走行用及び特殊装備品の使用に対し、十分な容量を確保すること

（2） 散光式警光灯及び無線機器等の特殊電装品の電源関係は、ACC以上で通電すること。ただし、無線機のメモリー用電源についてはこの限りではない。

（3） 納車後に本市で無線機の載せ替えを実施するため次のとおり行うこと。なお無線機の種類、アンテナ及び各ケーブルの線種等は別途指示する。

ア 無線用アンテナをルーフ上部の送受信の支障のない位置に取付けること。

イ 無線機取付け用架台を助手席側から操作が容易な位置（以下「無線機取り付け位置」という）に設けること。

ウ 室内にアンテナ取付け部を容易に点検できる構造とする事（ファスナー等、可とする。）

エ アンテナケーブルは室内に露出しないよう内張り配線とし、無線機取り付け位置まで配線すること。なお内張り内でケーブルのばたつき音が生じる恐れがある場合は、フレキシブルチューブ配管などで必要な処理をすること。

オ 無線機用電源ケーブルは、バッテリーから無線機取り付け位置まで配線し、茶色線はACCの位置で通電するように配線すること。

カ 無線用スピーカーを後部座席の乗車等に支障のない位置に設置し、ケーブルを無線機取付け位置まで配線すること。

キ 助手席付近に送受話器取付け位置を確保し、送受話器及び送受話器用ブラケットを新たに取り付けること。（送受話器及び送受話器用ブラケットの取り付け位置については本市担当者と協議すること）。

ク 各ケーブル類は余丁を持たせた長さとすること（余丁の長さについては本市担当者と協議すること）。

ケ 各配線の端末は、線種を明記すること。

4 塗装及び記入文字

（1） 各スイッチ部には、表示プレートを取付けること。

（2） 本車両の外観塗装全般（ホイール部分を除く）を、マンセル値7．5R4／14とする。彩度にあっては 14 以上ならば可とする。

（3） 本車両の記入文字は次のとおりとし文字は丸ゴシック体で全て左から右への横書きとする。なお記載している文字の大きさを基準とし、各記入位置に対しバランスよく表示すること。詳細については別途協議とする（添付している「文字記入位置」は、記入位置を参考にするものであり、車両及び資機材等を限定するものではない）。

記入文字	記入位置	色別	1文字の大きさ 縦(mm)×横(mm)
横須賀市消防局	①	白	110×110
西	②		80×60
車両番号 （別途指示）	③		

第 12　補足

1　車両取付け品等において同等以上の性能を有するもので応札する場合は、下記担当者に性能資料等を提出し、承認を得ること。

2　納入時までに同等以上の性能を有する新開発･販売された資機材等を備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。

3　本仕様について不明な点や疑義が生じた場合は、下記担当者まで連絡すること。

横須賀市消防局　消防･救急課　装備担当　久保
電話046－821－6506

別表1

装備品

番号	品名	適用	数量
1	エアコン	適応品	1式
2	パワーステアリング	適応品	1式
3	パワーウィンド	適応品	1式
4	デュアルエアバック	適応品	1式
5	集中ドアロック	適応品	1式
6	リヤエアコン・リアヒーター	適応品	1式
7	2 列目スライドサイドウィンドウ	適応品	1式
8	フォグランプ	適応品	1式
9	時計	適応品	1式
10	ラジオ	AM・FM	1式
11	サイドバイザー	適応品	1式
12	フロアマット	適応品（各シート）	1式
13	泥除け	適応品	1式
14	停止表示板	適応品	1式
15	本車両用スペアタイヤ	ホイール付（塗装なし）	1式
16	本車両用タイヤチェーン	適応品	1式
17	本車両用ブースターケーブル	適応品	1式
18	本車両用鍵	標準装備分含め 3 本	1式

別表2

ぎ装、取り付け品及び取り付け装置

番号	品名	適用	数量
1	後退警報器（ブザー音）	解除スイッチ付き	1式
2	車載用後方確認装置	ルームミラー型	1式
3	散光式警光灯　ルーフ部	NF－M－XAD－HA1－LF	1式
4	サイレン用スピーカー	SP－30　50W（散光式内蔵）	1式
5	赤色点滅灯　前後各2灯	LF－101―R	1式
6	赤色点滅灯　後両側面	LF－12D－1	1式
7	電子サイレンアンプ	TSK－5101（専用マイク付き）	1式
8	フレキシブルマイク	UD－100（スイッチ付）	1式
9	消防章	台座付	1式
10	ビニールレザー加工	乗員席	1式
11	パーテションパイプ	乗員室・荷物積載部分間	1式
12	水抜きドレン	車室内 4 箇所程度	1式
13	エアラインレール	荷物積載部分床部　※詳細別途指示	1式
14	D環	荷物積載部分左右各 2 箇所　※詳細別途指示	1式
15	ハンガーパイプ	荷室バックドア天井付近	1式
16	窓フィルム施工	濃色　※プライバシーガラス不可	1式
17	防錆加工	クレオール処理等　※要施工証明書付	1式
18	無線アンテナ・配線取付		1式
19	塗装・記入文字		1式

別表3

積載品･付属品

番号	品名	適用	数量
1	消火器	自動車用 ABC 粉末消火器(薬剤量 1.8kg 以上)	1本
2	車輪止め	ゴム製(黄色･ロープ付き)	2個
3	シングルスタッドフィッティング	エアラインレール用	10 個

※ 別表1～3において同等以上の性能を有するもので応札する場合は、横須賀市消防局 消防･救急課担当者に性能資料等を提出し、承認を得ること。

※ 納入時までに同等以上の性能を有する新開発･販売された資機材等を備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。

文字記入位置
（記入位置を参考にするものであり、車両及び資機材等を限定するものではない）